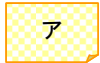
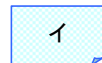


国保保険者とのみ特定健診等について 契約する郡市区医師会等の対応

別紙1



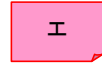
ア 特定健診・特定保健指導機関届



イ 「特定健診・特定保健指導機関の請求事務代行について」届



ウ 特定健診等費用の請求及び受領に関する届



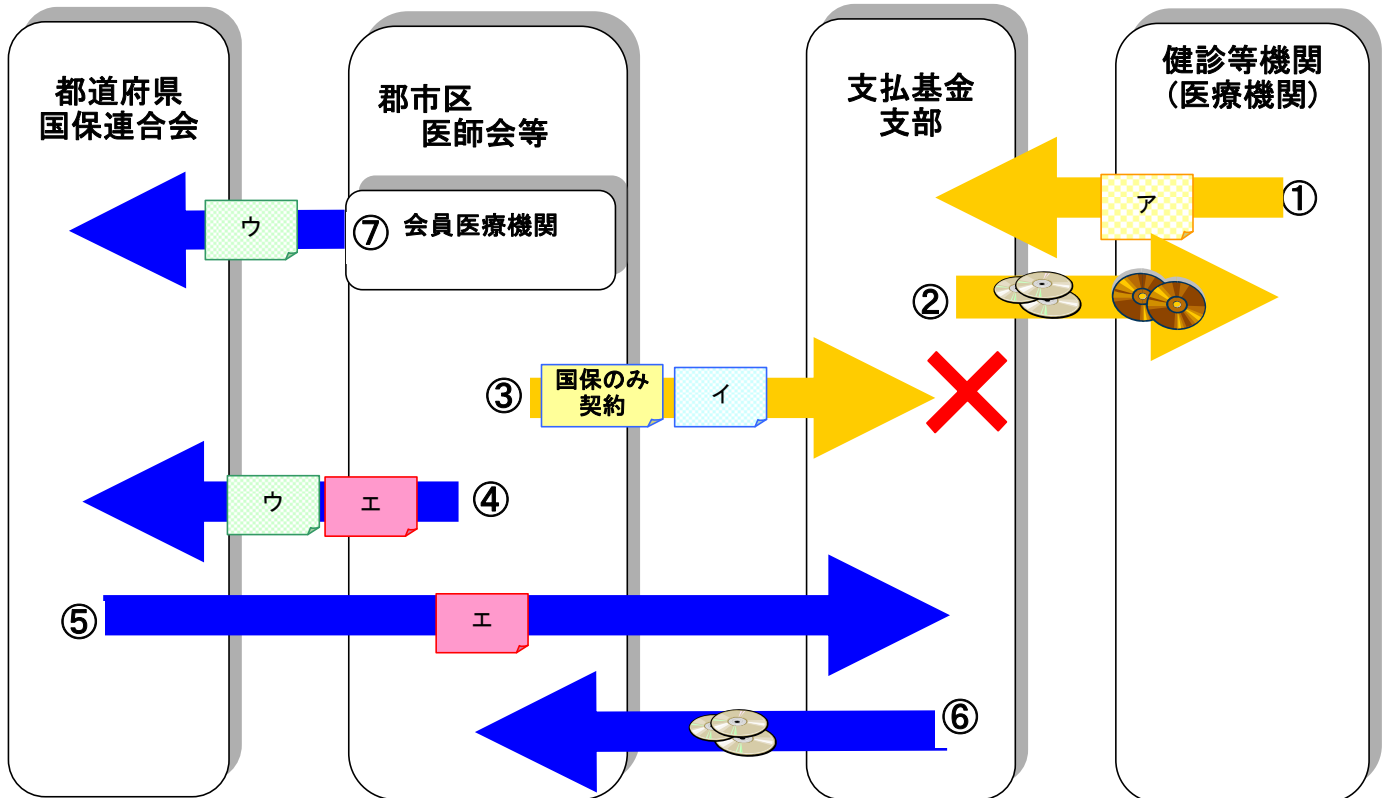
エ セットアップ手順書等送付先届



暗号化復号化ソフト及びマニュアル



オンライン請求ソフト及びマニュアル



①健診等機関(会員医療機関)は「特定健診・特定保健指導機関届」を支払基金支部へ提出する。

②届出のあった健診等機関(会員医療機関)に対し「オンライン請求ソフト及びマニュアル」もしくは「暗号化復号化ソフト及びマニュアル」が支払基金支部より送付される。

③郡市区医師会等は、「特定健診・特定保健指導機関の請求事務代行について」の届出手続きを支払基金に行い、磁気媒体での請求に用いる「医師会番号」並びに「セットアップ手順書等」の配布を受けることになるが、支払基金は国保保険者とのみ契約をする郡市区医師会等については、受付を行わないため「医師会番号」並びに「セットアップ手順書等」の配布が行われない。

④郡市区医師会等が請求した費用の払込先になる場合は、「特定健診等費用の請求及び受領に関する届」及び「セットアップ手順書等送付先届」を都道府県国保連合会へ提出する。(様式は別紙2、別紙3を、記載方法は別紙4をご参照ください)

⑤都道府県国保連合会は届出のあった郡市区医師会等の「セットアップ手順書等送付先届」を支払基金支部へ提出する。

⑥届出のあった郡市区医師会等に対し「暗号化復号化ソフト及びマニュアル」が支払基金支部より送付される。

⑦郡市区医師会等が費用の払込先とならず、各健診等機関(会員医療機関)が国保連合会から直接支払いを受ける場合、各健診等機関(会員医療機関)は「特定健診等費用の請求及び受領に関する届」(別紙2)を都道府県国保連合会へ提出する。